

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																		
		1. 就学援助制度の周知方法																																		
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるものを1つに○)						(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) のカの内容						
		ア、教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子又は就学案内の最寄り駅に配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の最寄り駅に配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の最寄り駅に配布	カ、入学時に就学援助制度の最寄り駅に配布	キ、毎年夏休みの間に就学援助制度の最寄り駅に配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	ア、申請を希望する者が学校に提出							イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他												
		28	28	21	15	8	7	13	23	27	0	0	2	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項						(6) (5) のクの内容										
		28	28	21	15	8	7	13	23	27	0	0	2	2						0						3					5					
岡山県	岡山市	○	○		○			○	○	○							○			○								○		○	○	○				
岡山県	倉敷市	○	○					○	○	○							○														○					
岡山県	津山市	○	○					○	○	○									○																	
岡山県	玉野市	○	○			○	○	○	○	○										○											○	○				
岡山県	笠岡市	○	○	○						○										○												○				
岡山県	井原市	○				○	○	○	○	○								○													○					
岡山県	総社市	○		○					○	○								○								○	LINE・L660フォーム				○	○				外国語や分かりやすい日本語版のお知らせを作成するユニバーサルデザインであるUDフォントを使用。
岡山県	高梁市	○		○					○	○								○													○	○				
岡山県	新見市	○	○						○	○								○															○		市報への掲載を行っている。	
岡山県	備前市	○	○			○	○	○	○	○								○	○												○	○				
岡山県	瀬戸内市	○	○						○	○			○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封			○									○	希望者が公民館（申請受付窓口）に提出				○					
岡山県	赤磐市	○	○						○	○										○											○					
岡山県	真庭市	○	○						○	○								○														○		お知らせ配布以外に、告知放送での呼びかけや、各学校へポスターを掲示し、制度周知を図っている。		

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																									
		1. 就学援助制度の周知方法																																									
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) の力の内容													
		ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子又は就学案内の最要欄に配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の最要欄を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ. その他	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項							(6) (5) のクの内容																			
都道府県	市区町村名	28	28	21	15	8	7	13	23	27	0	0	2	2						16	6	9	0	0	0	0	3	3					5	0	6	15	1	5	5				
岡山県	吉備中央町								○	○									○																○								
岡山県	-----		○		○	○				○										○			○												○								

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における所要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民年金保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録日曜労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人の事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に条件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(5)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(5)に記入してください。) テ、養育費や病気等の理由によって家計が急変した者 ト、その他 その他 係数(倍率) 係数(倍率) 倍 倍 (4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容 (5) 補足事項 令和6年度																									
28	28	24	24	23	22	27	4	4	10	11	3	4	5	14	8	5	8	0	5	10	20	0	10	0	28
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	○	1		失業等により世帯の収入が激減した場合、本年の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、認定基準額を下回っていれば、認定としている。	0	
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	○	1		保護者の死亡、失業、長期療養、災害等により現在の収入額が前年より著しく減少すると認められる者。	0	
岡山県	津山市	○	○	○	○	○				○				○		○				2				0	
岡山県	玉野市						○									○					1			0	
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○										○				2			0	
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○											○			1			0	
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○	○			市就学援助規則で規定する需要額を用いて判定している。	0	
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○								○						1			0	
岡山県	新見市														○						2			0	
岡山県	備前市						○								○						1			0	
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		特別な事由があり、教育委員会が認める場合	0	
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	1		民生委員・児童委員が所要保護の認定が必要と認める者	0	
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○								○		○			○	2		保護者の失業や病気など特別の事情を考慮している	0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																									(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録日曜労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い 者、昼 食、被服 等が悪い 者または 学用品、 通学用品 等に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめて 悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	タ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 額を定め ているもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)(係 数および 目安額を (5)に 記入し てくだ さい。)	テ、養育 費や病児等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他	その 係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍						
28	28	24	24	23	22	27	4	4	10	11	3	4	5	14	8	5	8	0	5	10	20	0	10	0	28				
岡山県	美作市	○	○	○	○	○								○					○					特別支援教育就学奨励費の需要額・収入額調書を利用		0			
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1					0			
岡山県	和気町					○											○				1					0			
岡山県	早島町	○	○	○	○	○			○					○			○				1					0			
岡山県	里庄町	○	○			○											○				2					0			
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○												○					その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること(民生委員の所見等により、援助が必要と認められるもの)		0			
岡山県	新庄村	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○													0			
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○				○					○											0			
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○											○		○	○	1			遺族年金の受給や失業など特別な理由		0			
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○			○	○			○	○												0			
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○								○					○					ア～カ、セには該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難な者。		0			
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○										○					1					0			
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○								○		○					1					0			

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づ く保護の停止または廃止	イ、市区町村民税 の非課税	ウ、市区町村民税 の減免	エ、国民年金保険料 の免除	オ、国民健康保険 法の保険料の減免 または徴収の猶予	カ、児童手当 の支給	キ、保護者が職業 安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学 費等の学校納付金の減免 が行われている者	ケ、個人の事業税 の減免	コ、固定資産税 の減免	サ、学校の納付状態 の悪い者、食、被服 等が悪い者または学用品、 通学用品等に不備 している者等で 保護者の生活が支 障がきわめて悪いと 認められるもの	シ、経済的な理由 による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業 が不安定で、生活 状況が悪いと認め られる者	セ、生活福祉資金 による貸付け	ソ、生活保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生 活保護の基準額が 変動する場合、係 数を定めるもの) (例：生活保護の 1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4) に記入してください。)	タ、生活保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生 活保護の基準額を 参照して定めるもの) (例：生活保護の 1.3倍の額(394万 円)、1.5倍(455万 円)等) (係数(倍率)を(4) に記入してください。)	チ、特別支援教育 費の必要額に一定 の係数を用いる保 護基準額、又は同 基準額に一定の係 数を掛けたもの(例：課 税最低限度額の1.0 倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4) に記入してください。)	ツ、市区町村民税 (所得割又は均等割) 課税最低限度額に一定 の係数を掛けたもの (例：課税最低限度 額の1.0倍、1.5倍 等) (係数(倍率)を(4) に記入してください。)	テ、養育費の理由 によって家計が急変 した者	ト、その他								
都道府県	市区町村名																										
28	28	24	24	23	22	22	27	4	4	10	11	3	4	5	14	8	5	8	0	5	10	20	0	10	0	28	
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0	
岡山県	-----	○	○	○	○	○	○										○					2				0	

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
岡山県	岡山市	
岡山県	倉敷市	
岡山県	津山市	
岡山県	玉野市	
岡山県	笠岡市	
岡山県	井原市	
岡山県	総社市	
岡山県	高梁市	
岡山県	新見市	
岡山県	備前市	
岡山県	瀬戸内市	
岡山県	赤松市	
岡山県	真庭市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
岡山県	美作市	
岡山県	浅口市	
岡山県	和気町	
岡山県	早島町	
岡山県	里庄町	
岡山県	矢掛町	
岡山県	新庄村	
岡山県	鏡野町	
岡山県	勝央町	
岡山県	奈義町	
岡山県	西粟倉村	
岡山県	久米南町	
岡山県	美咲町	

都道府県	市区町村名	
		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
岡山県	吉備中央町	
岡山県		